

山岳科学の発展に向けた国立大学法人筑波大学、国立大学法人山梨大学、
国立大学法人信州大学及び国立大学法人静岡大学と林野庁関東森林管理局
及び中部森林管理局の連携と協力に関する協定書

国立大学法人筑波大学、国立大学法人山梨大学、国立大学法人信州大学及び国立
大学法人静岡大学（以下「甲」と総称する。）と林野庁関東森林管理局及び中部森
林管理局（以下「乙」と総称する。）は、山岳科学の発展に向けた連携と協力に関
する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が、山岳域における諸課題の解決に必要な高度専門
人材の育成、調査研究、技術開発等を推進することにより山岳科学の発展を図り、
もって森林の有する多面的機能の持続的な発揮、林業・木材産業の成長産業化、
森林資源の有効利用及び人と自然が共生する持続的社会的創造と発展に貢献する
ことを目的とする。

（連携、協力する事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に
連携・協力する。

- (1) 乙は、甲の求めに応じ、中部山岳地域における国有林野等を活用した教育、
試験・研究のためのフィールドの提供及び技術開発や研究の成果、資料等の提
供に協力する。
- (2) 甲は、乙の求めに応じ、乙が取り組む技術開発、調査研究等に対して指導及
び助言を行う。
- (3) その他、前条の目的を達成するために甲及び乙が協議し、必要と認める事項
について連携・協力する。

（連携調整）

第3条 甲及び乙は、この協定による連携・協力の円滑な推進と一層の発展のため、
毎年度、定期的に協議を行い、具体的な取組事項について実施細則を定めるもの
とする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
とする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、その間の連携・協力内容
を相互に確認し、協定の継続について甲と乙が合意した場合には、更新すること
ができるものとする。

（その他）

第5条 この協定に定めない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとす
る。

上記の協定の締結を証するため、本書6通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞ
れ各1通を保有するものとする。

令和7年3月31日

甲 茨城県つくば市天王台一丁目1番地1
国立大学法人 筑波大学

学長 永田 恭介



山梨県甲府市武田四丁目4番37号
国立大学法人 山梨大学

学長 中村 和彦



長野県松本市旭三丁目1番1号
国立大学法人 信州大学

学長 中村 宗一郎



静岡県静岡市駿河区大谷836番地
国立大学法人 静岡大学

学長 日詰 一幸



乙 群馬県前橋市岩神町四丁目16番25号
林野庁 関東森林管理局

局長 松村 孝典



長野県長野市大字栗田715番地5
林野庁 中部森林管理局

局長 森谷 克彦

